(a) 日本国の法律によって「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(a) 日本国の法律によって「社会保険労務士」として「社会保険労務士法人」（注）が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(a) 日本国の法律によって「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一一９、八六一二、八六一三、八六一９）
ＳＳ	ＳＳ	ＳＳ
(1) サービスは、自然人又は「行政書士法人」（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律によって「行政書士」としての資格を有する「行政書士法人」であり、行政書士の業務を行使する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人又は「社会保険労務士法人」（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律によって「社会保険労務士」としての資格を有する「社会保険労務士」であり、社会保険労務士の業務を行使する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人又は「弁理士」としての資格を有する法律サービス（ＣＰＣ八六一一９、八六一二、八六一三、八六一９） 注　日本国の法律による弁理士法人とは、日本国の法律によって「弁理士」としての資格を有する「特許業務法人」であり、特許業務を行使する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (1) 制限しない。
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	

		(a) 日本国の法律によって「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(a) 日本国の法律によって「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）
		ＳＳ	ＳＳ
「特許業務法人」は、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(2) サービスは、自然人又は「特許業務法人」が提供しなければならない。 (3) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 (4) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は「土地家屋調査士法人」（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律によって「土地家屋調査士」としての資格を有する「土地家屋調査士」であり、土地家屋調査士の業務を行使する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は「土地家屋調査士法人」（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律によって「土地家屋調査士」としての資格を有する「土地家屋調査士」であり、土地家屋調査士の業務を行使する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(a) 日本国の法律によって「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人（注）のみが提供することができるサービス（自然人又は監査法人が提供しなければならない。） 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律によって「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、会計士の業務を行使する権利及び義務を有する会計士で構成されるものをいう。 (1) 制限しない。	(a) 日本国の法律によって「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊） (1) サービスは、自然人又は「土地家屋調査士法人」（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律によって「土地家屋調査士」としての資格を有する「土地家屋調査士」であり、土地家屋調査士の業務を行使する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(b) 会計、監査及び簿記のサービス（ＣＰＣ八六二） (1) 制限しない。	
ＳＳ	ＳＳ		
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		